

日本での違法収益吐き出し法制の実現に向けて

事業者の違法な収益を 被害者のもとに

2019年8月2日(金) 18:00~20:00

弁護士会館17階 1701会議室 (東京都千代田区霞が関1-1-3)

報 告

「MRI事件にみるアメリカの違法収益吐き出し法制」

五十嵐 潤 弁護士 (第二東京弁護士会)

基調報告

「日本で可能な違法収益吐き出し制度」

中川 丈久 教授 (神戸大学法学部)

パネルディスカッション

「あるべき違法収益吐き出し法制について」

●中川 丈久 教授

●磯辺 浩一氏 (特定非営利活動法人消費者機構日本専務理事)

●五十嵐 潤 弁護士

○平田 元秀 弁護士 (コーディネーター)



中川 丈久 教授



磯辺 浩一 氏



五十嵐 潤 弁護士

MRI事件とは... ?

MRIインターナショナルは米国内の診療報酬債権を安く買い取って額面で回収して利ざやを稼ぐという債権回収ビジネスを展開していると称して、日本人8700名から額面総額1365億円の資金を集めました。しかし、実際には、上記ビジネスの実態はなく、詐欺事件であったことが発覚しました。

この事件の経験から明らかになる日本の法制度の課題は... ?

この事件では全ての資金が日本から米国に送金されたため、被害弁護団は日本の制度ではなく米国の制度を利用して被害回復を試みました。米国の制度を使って日本の被害を回復できるのでしょうか？ クラスアクションは？ 証券取引委員会の違法収益吐き出し制度は？ 司法省・連邦捜査局による被害回復命令／収益没収命令は？

本シンポジウムでは、被害弁護団がこれらの米国の制度を利用した経験をもとに、改めて日本の法制度の課題を明らかにします。

日本弁護士連合会

お問い合わせ 人権部人権第二課 TEL:03-3580-9969